



少年サポートセンターだより

号外

令和7年
12月号

司法面接とは、警察、検察、児童相談所等の関係機関が連携し、事件や事故の被害者あるいは目撃者となった可能性がある子どもから「何があったか」について心理的負担を最小限にしつつ、正確な情報をできるだけ多く聴取することを目指した面接法のことです。

被害・目撃

身近な大人
への開示

司法面接

公判での
証人尋問

目的

01

02

03

児童生徒から正確な情報を自身の言葉ができる限り多く、引き出す。

児童生徒の話した内容が質問者によって誘導された（言わされた）という疑念を持たれないようする。

児童生徒の身体的・心理的負担をできる限り少なくする。

司法面接の取組

代

表者1名が聴取を行い、各機関が別室で面接内容を視聴することで、児童の話を共有し、それぞれが必要な情報を聞き取ります。

面

接の様子を録音・録画し、児童生徒の言葉や動作を正確に記録します。

児

童生徒の年齢や性別、被害内容などによって配慮すべきことを関係機関があらかじめ協議し、面接方法や面接内容を決めます。

専

用の部屋を整え、児童生徒が話しやすい環境作りに配慮します。





石川県警察から先生方へのお願い



児童生徒が最初に被害を打ち明けるのは、**身近な大人**がほとんどです。
先生方はいつ被害を打ち明けられてもおかしくありません。

対応のポイントを以下にまとめましたので、参考にしていただけると幸いです。

被害・目撃

身近な大人
への開示

司法面接

公判での
証人尋問

被害を打ち明けられた時には、以下の点にご協力をお願いいたします。

01

児童生徒が話した内容を
そのまま記録してください

02

児童生徒にいろいろと
質問することは控えて
ください

03

複数の児童生徒が関係する場合には
それぞれを引き離し、話をさせない
ように注意してください

04

被害を打ち明けられたら
「疑わず、躊躇せず、速やかに」
通報・通告してください

虐待や犯罪被害に遭っているかもしれない児童生徒にどのように接したらよいか、
ためらい、判断を迷うのは当然のことですが、深刻な被害を子どもが作り話として
語ることはめったにありません。大人に話したことを信じてもらえない感じると、
子どもはそれ以上話すことができなくなったり、撤回したりすることもあります。

少しでも被害が疑われる場合には、「子どもを守るお仕事の人に伝えることにな
っている」とわかりやすく説明し、大人の責任であなたを守るのだということを
理解してもらいましょう。

そのうえで、速やかに児童相談所への**通告**、警察への**通報**をお願いします。

子どもを守るために一緒にやっていきましょう。



少年サポートセンターでは、司法面接の場で用いられる子どもの自発的な語りを導く**聴取技法**について先生方向けに講習を行っています。学校生活の中で子どもから事実を聞き出す際にも使える技法です。興味がある方は、下記までご連絡ください。

【問い合わせ】 石川県警察本部 少年サポートセンター TEL 076-225-0777 (平日午前9時から午後5時45分)